

1. 調査目的

詳細環境調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成18年度の詳細環境調査においては、38物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質調査番号	調査対象物質	化審法指定区分	化管法指定区分	調査媒体				
				水質	底質	生物	大気	食事
[1]	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	第二種監視	第一種	○				
[2]	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸 (別名：グルホシネート)		第一種	○				
[3]	<i>m</i> -アミノフェノール	第二種監視 第三種監視	第一種	○				
[4]	アルディカーブ			○	○	○		
[5]	<i>O</i> -エチル= <i>O</i> -4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名：EPN)	第二種監視 第三種監視	第一種	○				
[6]	<i>N,N'</i> -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)及びその塩類 ([6-1]～[6-3])について調査を要望されたことから、これらの構成成分として調査した。)			○		○		
	[6-1] <i>N,N'</i> -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン (別名：マンネブ)		第一種					
	[6-2] <i>N,N'</i> -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンと <i>N,N'</i> -エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名：マンコゼブ又はマンゼブ)		第一種					
[6-3] ビス(<i>N,N</i> -ジメチルジチオカルバミン酸) <i>N,N'</i> -エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名：ポリカーバメート)		第一種						
[7]	2,6-キシレノール	第三種監視	第一種	○				
[8]	クロロベンゼン	第三種監視	第一種		○			
[9]	酢酸イソブチル						○	
[10]	ジイソプロピルナフタレン	第一種監視		○				
[11]	<i>N,N</i> -ジエチルチオカルバミン酸 <i>S</i> -4-クロロベンジル (別名：チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		第一種	○				
[12]	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 (別名：ジウロン又はDCMU)	第二種監視	第一種	○		○		
[13]	2,6-ジクロロベンズニトリル (別名：ジクロベニル又はDBN)	第二種監視	第一種				○	
[14]	2,4-ジ- <i>tert</i> -ブチル-6-(5-クロロ-2 <i>H</i> -1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	第一種監視		○	○	○		
[15]	<i>N,N</i> -ジメチルジチオカルバミン酸及びその塩類 ([15-1]～[15-2])について調査を要望されたことから、これらの構成成分として調査した。)			○		○		
	[15-1] ビス(<i>N,N</i> -ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名：ジラム)	第二種監視	第一種					
[15-2] ビス(<i>N,N</i> -ジメチルジチオカルバミン酸) <i>N,N'</i> -エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名：ポリカーバメート)		第一種						
[16]	<i>N,N</i> -ジメチルドデシルアミン= <i>N</i> -オキシド		第一種		○			
[17]	<i>N,N</i> -ジメチルホルムアミド	第二種監視	第一種		○			
[18]	水素化テルフェニル	第一種監視				○		